

〈2024. 8. 1 改正〉

(別紙) 利用料金説明書

社会福祉法人 みのり福祉会
ソラーナ短期入所生活介護事業所

利用料金

- ・介護保険給付対象サービス料金について、国が定める負担割合に応じて利用料金をご負担いただきます。
- ・居宅サービス計画（サービス利用票）が作成されていない場合、利用時に介護保険給付の対象とはならないため、国が定める額（短期入所生活介護にかかる10割の費用）をお支払いいただきます。この場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(1) 介護保険給付対象サービス

連続した利用における介護保険適用は、30日が限度です。

① 基本報酬

区分	国が定める 1日当たりの利用料金		国が定める負担割合に応じた 1日当たりの利用料金（1割の場合）	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要介護1	6,030円	6,030円	603円	603円
要介護2	6,720円	6,720円	672円	672円
要介護3	7,450円	7,450円	745円	745円
要介護4	8,150円	8,150円	815円	815円
要介護5	8,840円	8,840円	884円	884円

連続して30日を超える利用の場合、1日当たり30円を差し引きます。

② 別加算（利用者の状況に応じて、下記を加算する場合があります。）

		1割負担 の場合
個別機能訓練体制加算	1日につき	56円
医療連携強化加算	1日につき	58円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	120円
送迎加算	片道	184円
緊急短期入所受入加算	1日につき	90円
療養食加算	1回につき	8円
在宅中重度者受入加算 イ	1日につき	421円
在宅中重度者受入加算 ロ	1日につき	417円
在宅中重度者受入加算 ハ	1日につき	413円
在宅中重度者受入加算 ニ	1日につき	425円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	200円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200円
生活相談員配置等加算	1日につき	13円
口腔連携強化加算	1月につき	50円

③体制加算（当事業所の職員状況に応じて、下記を加算する場合があります。）

		1割負担 の場合
機能訓練指導体制加算	1日につき	12円
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4円
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	8円
看護体制加算（Ⅲ）イ	1日につき	12円
看護体制加算（Ⅲ）ロ	1日につき	6円
看護体制加算（Ⅳ）イ	1日につき	23円
看護体制加算（Ⅳ）ロ	1日につき	13円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1日につき	13円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日につき	18円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1日につき	15円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	1日につき	20円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6円
看取り連携体制加算	1日につき	64円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	10円

※特別養護老人ホームソラーナの空床ベッドを利用した場合は、特別養護老人ホームソラーナの加算要件で算定をします。

④処遇改善加算

	1割負担
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ	14.0%
介護職員等処遇改善加算 Ⅱ	13.6%
介護職員等処遇改善加算 Ⅲ	11.3%
介護職員等処遇改善加算 Ⅳ	9.0%

注：①～③の合計利用料金に加算率を乗じた額

※上記①～④の利用者利用料金自己負担分は、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

①滞在費

利用者階層	従来型個室	多床室
第4段階	1,231円	915円
第3段階	880円	430円
第2段階	480円	430円
第1段階	380円	0円

②食費（キャンセルが必要な場合は事前にお知らせ願います。）

利用者階層	負担上限額
第4段階	1600円
第3段階-②	1300円
第3段階-①	1000円
第2段階	600円
第1段階	300円

※朝食（400円）、昼食（700円）、夕食（500円）となります。

※食費・滞在費の自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額が上限となります。国で定めた基準費用額までは補足給付があります。

③その他の料金

日常生活用品 購入代行	購入依頼品の購入に要した金額の実費
理容サービス	月2回、毎月第2、4月曜日に理容組合による理容サービスがあります。 料金は別途かかります（有償ボランティアです）。
電気代	1日あたり50円 （希望により電気製品を持ち込むなどして使用の場合）

(3) 利用期間中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止いたします。

- ①利用者が途中退居を希望したとき。
- ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かったとき。
- ③利用中に体調が悪くなったとき。
- ④他の利用者の生活又は健康に重大な影響を与える行為があったとき。

(4) お支払い方法

毎回、短期入所生活介護終了後、毎月15日までに前月分の請求を致しますので、末日迄に口座振替でお支払い下さい。

利用料の支払いが3ヶ月以上滞った場合は、利用中止の手続きをとり、契約を解除させていただきます。

以上説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

身元保証人氏名 _____ 印

(続柄)